

注¹ 柏崎市立榎原小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。なお、この方針は子どもの人権を尊重し、また確保することを根底に策定した。

※ いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、即時対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 「分かる授業」を中核とした教育課程の編成と実施

- ① 校内研修に基づく分かる授業の実践 ⇒ 「分かる」ことが、子どもの居場所をつくる。
- ② 学力実態分析と、課題を明確にした授業改善の推進
- ③ 「みずほの学び スタンド」に基づく学習規律の徹底

(2) 道徳教育の充実

- ① 一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させるための、人権意識・自尊感情を育む活動の充実 ⇒ 「認められる」ことが、子どもの居場所をつくる。
- ② 「いじめ防止学習プログラム」^{注1}に基づき、いじめの本質や構造を正しく理解させ、いじめを「しない・させない・許さない」という、強く優しい心を育成する学習の充実
- ③ いじめや差別を自分事として考える授業

(3) 特別活動の充実

- ① 自他の存在を認め合い、支え合う活動の実施
⇒積極的にかかわり合うことで、通うことが楽しくなる学校をつくる。
- ② 児童を主体とした諸活動の計画・運営の推進
- ③ 学校生活改善のための活動の重視

(4) 体験活動の充実

- ① 他者や自然・社会との直接的なかかわりを通したコミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心の育成
- ② ^{注2} JRCの精神をもとに、勤労・福祉・ボランティア体験等の発達段階に応じた計画的な教育活動の充実
- ③ 縦割り班（ふれあい班）の活動を重視した社会性の育成
- ④ 小中交流活動の充実（あいさつ運動、いじめ見逃しゼロスクール集会等）

(5) 学級経営の充実

- ① 話し合い活動、学級会、協力し合う活動、よいと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- ② 「学級開き」をスタート、「学級じまい」をゴールとし、教育期ごとにめあてをもって計画的に進めていく確かな学級経営
- ③ 児童の居場所づくり・絆づくりを大切にしたい温かい学級経営

(6) メディアを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 全校児童のメディアの使用状況等の現状把握
- ② 児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 日々の児童観察

日々の会話等の観察から、小さなサインや違和感を敏感に感じ取る。

(2) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査（年3回生活アンケート・年2回^{注3}hyper-QU）を実施する。

(3) 教育相談の実施

hyper-QU アンケート調査の実施後、全校児童を対象とした^{注4}教育相談を実施する。生活アンケート後、必要に応じて教育相談を実施する。

(4) 児童理解のための情報交換会の開催

- ① 「子どもを語る会」を年3回開催し、子どもに関わる生徒指導事象について、全職員で情報の共有を図り、統一した方針のもと指導に当たるようにする。
- ② 「情報交換会」を毎週月曜日の放課後に開催し、週内に起きた子どもに関わる生徒指導事象について、全職員で情報の共有を図り、統一した方針のもと指導する。
- ③ 日々の生徒指導上の出来事で、共通理解が必要な事例、記録に残す必要のある事例等は、校支援システムの閲覧機能で入力、閲覧し、全職員で情報共有し、組織的対応に生かす。生徒指導録として月別に保存。

(5) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れるかを検討し、その後「いじめ状況報告書」により報告する。

- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援（家庭訪問等を行う、必ず保護者と連携を図り、意向を確認しながら対応策について十分に説明し、組織で対応を進める。）と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。また、児童に話を聞く場合は、子どもの気持ちを尊重し、本人の意志を尊重した対応を行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

※ 「いじめ認知・児童間のトラブルの際の対応について」に従って対応する。別紙で添付する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

（1）いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・即時対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（2）いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

P T A の会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいこと等を学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

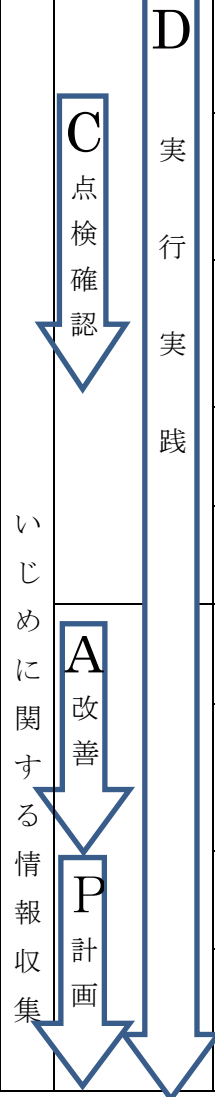
8 いじめ防止の年間計画

「いじめ防止対策委員会」が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表；榎原小いじめ防止学習プログラム】

月	関連する学校教育活動		サイクル	いじめ対策組織	取組内容
	学校行事等	いじめに関わる取組内容		いじめ防止基本方針に基づく	
4	職員会議 生徒指導部会	いじめ防止基本方針の確認 「いじめの定義と解消について」	P 準備 D 実行 C 点検確認	子どもを語る会	生活アンケート①（進級後）
	学級開き	学年の行動宣言			いじめ実態調査報告の提出（市教委）
	学習参観 PTA 総会	いじめ防止基本方針に関する学校説明			
	ふれあい班顔合わせ会	ふれあいレターの取組（縦割り班）			
5	まきの子総会 大運動会	「まきの子宣言」に関わる取組 ～ふれあいレターの取組～ （児童・保護者）	いじめに関する情報収集		hyper-QU の実施
6	いじめ見逃しゼロ強調月間	いじめ見逃しゼロ強調月間の取組 （教育相談・縦割り班活動など）			教育相談
7	学校評価 （児童・保護者）	いじめ防止基本方針に係る取組を評価			
8	夏季休業後学級開き	「学年の行動宣言」の再確認		子どもを語る会	生活アンケート②（夏季休業後） hyper-QU の分析
9					hyper-QU の実施

	音楽発表会	ふれあいレターの取組 (児童・保護者)				
10	深めよう絆強調月間 いじめ見逃しゼロ強調月間	いじめ見逃しゼロ強調月間の取組 (いじめ見逃しゼロスクール集会・教育相談・縦割り班活動・全校 SST など)				教育相談
11	瑞穂中学校区絆づくり集会(いじめ見逃しゼロスクール集会)	6 年生がいじめ見逃しゼロに関わる活動発表			いじめ防止・不登校対策委員会	
	まきの子フェスティバル	ふれあいレターの取組 (縦割り班)				生活アンケート③ (まきの子フェスティバル後)
12	学校評価 (児童・保護者)	いじめ防止基本方針に係る取組を評価				hyper-QU の分析
	全校一斉道徳学習 参観・学年懇談会	いじめ防止に向けた道徳授業 (人権教育強調週間の取組)				
1	冬季休業後学級開き	「学年の行動宣言」の再確認			子どもを語る会	
	代表委員会	6 年生を送る会に向けて				生活アンケート④ (なわとび記録会后)
2	ありがとう 6 年生週間	ふれあいレターの取組 (卒業生と在校生)			いじめ防止・不登校対策委員会	
3	学級閉じまい	「学年の行動宣言」の振り返り				いじめ防止基本方針の見直し



9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直す。必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- 注1 新潟県教育委員会が、児童生徒に対していじめに走らない感性を育むため、いじめに関する学習を計画的に展開するための「いじめ防止学習プログラム」を作成した。そのプログラムを自校化した。【P 別表】
- 注2 JRC（青少年赤十字）は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるように、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人びととの友好親善の精神を育成することを目的としてつくられた組織。榎原小学校はJRCの加盟校。
- 注3 hyper-QUとは、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-Questionnaire-Utilities）」の略称。
- 『学校生活意欲尺度』→やる気のあるクラスをつくるためのアンケート
- 『学校生活満足度尺度』→いごこちのよいクラスにするためのアンケート
- 『ソーシャルスキル尺度』→ふだんの行動をふりかえるアンケート
- 注4 教育相談週間とは、児童一人一人と担任が対面して相談する機会を設定し、じっくりと話を聞き、よりよく学校生活を送ることができるように指導・支援する週間。生活アンケート、hyper-QU アンケートを実施。

策定	平成27年4月1日	改定	平成30年4月2日
			平成31年4月1日
			令和 2年4月1日
			令和 3年4月1日
			令和 4年4月1日
			令和 5年4月1日
			令和 6年4月1日
			令和 7年4月1日

学校の相談窓口

○ 柏崎市立榎原小学校電話番号

0 2 5 7 - 2 2 - 4 0 9 0

新潟県のいじめ相談

- ・ いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・ 学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・ 相談者が望めば、学校への働き掛けも可能です。

○ 新潟県いじめ相談電話

0 2 5 - 2 8 5 - 1 2 1 2

○ 24時間子どもSOSダイヤル

0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (なやみ言おう)

◆ 全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS、IP電話からはつながりません。)

○ いじめ対策生徒指導支援室

0 2 5 - 2 8 0 - 5 1 2 4

県立教育センターのいじめ相談

- ・ 長期的な面接相談にも応じます。

☆ 電話相談

9 : 1 0 ~ 1 6 : 0 0 (土・日・休日を除く)

○ いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

0 2 5 - 2 6 3 - 4 7 3 7

☆ 来所相談・電話相談

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土・日・休日を除く)

○ 県立教育センター教育相談

0 2 5 - 2 6 3 - 9 0 2 9

法務局のいじめ相談

- ・ いじめ・体罰・虐待・差別等、人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・ 人権擁護委員・法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・ 相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査等を行います。

☆ 電話・面接・文書相談 月～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

みんなの人権110番 全国共通 人権相談ダイヤル 0 5 7 0 - 0 0 3 - 1 1 0

○ 柏崎支局

0 2 5 7 - 2 3 - 5 2 2 6

○ 子どもの人権110番

0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

○ 女性の人権ホットライン

0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0

警察のいじめ相談

- ・ 非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・ 少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・ サポートセンター 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土・日・休日を除く)
- ・ 警察署 9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5 (土・日・休日を除く)

○ 長岡少年サポートセンター

0 2 5 8 - 3 6 - 4 9 7 0

○ 柏崎警察署

0 2 5 7 - 2 1 - 0 1 1 0

児童（生徒）相談所の相談

- ・ 18歳未満の子どもや学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題等について相談に応じます。

☆ 子ども・女性電話相談 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 (年中無休)

○ 子ども・女性電話相談

0 2 5 - 3 8 2 - 4 1 5 2

☆ 電話・面接(予約制)相談

8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)

○ 長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

0 2 5 8 - 3 5 - 8 5 0 0